

兵庫県警察被害者支援基本計画の策定について（一般甲）

〔令和3年6月11日〕  
兵警務一般甲第58号

この度、警察庁犯罪被害者支援基本計画（警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について（令和3年3月31日付け警察庁乙官発第9号、乙生発第6号、乙刑発第6号、乙交発第6号、乙備発第6号、乙情発第6号）別添）が、警察庁において定められたことを受け、本県警察においても、兵庫県警察被害者支援推進委員会（兵庫県警察被害者支援推進委員会設置運営要領（平成21年兵警務例規甲第29号）に定める兵庫県警察被害者支援推進委員会をいう。）において、兵庫県警察被害者支援基本計画（別添）を策定したので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、被害者支援の一層の推進に努められたい。

## 兵庫県警察被害者支援基本計画

推進事項	実施項目	実施細目
相談又は捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	相談体制の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「被害者こころの電話」による犯罪被害者等からの相談への対応及び被害者支援に係る情報の提供（警務課）</li> <li>○ 性犯罪被害者に対する「性犯罪被害相談全国統一ダイヤル「#8103（ハートさん）」、「性犯罪被害110番」等による電話相談等の実施（捜査第一課）</li> <li>○ 「匿名通報ダイヤル」による相談への適切な対応（捜査第二課、組織犯罪対策課、暴力団対策課、国際捜査課、保安課及び少年課）</li> <li>○ 「暴力110番」による暴力団犯罪等の被害者特有の不安感に配慮した相談の受理（暴力団対策課）</li> <li>○ 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターにおける暴力相談活動の支援（暴力団対策課）</li> <li>○ 特殊詐欺の相談者等に対する適切な対応（生活安全企画課）</li> <li>○ 「ストーカー・DV相談電話」による相談への適切な対応（人身安全対策課）</li> <li>○ 人身安全関連事案に対処するための相談体制等の確立（人身安全対策課）</li> <li>○ 人身取引（トラフィッキング）事犯被害者に対する適切な対応（保安課）</li> <li>○ 「ヤミ金融・悪質商法110番」による相談への適切な対応（生活経済課）</li> <li>○ 兵庫県交通安全活動推進センターにおける交通事故相談活動の推進（交通企画課）</li> <li>○ 交通事故等に係る意見の聴取の期日、交通事故被害者等による行政処分結果等の問合せへの適切な対応（運転免許課）</li> <li>○ サイバー犯罪に関する相談への適切な対応（サイバーセキュリティ・捜査高度化センター）</li> </ul>
	告訴・告発、被害の届出等の適切な受理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 告訴・告発の適切な受理（刑事企画課及び捜査第二課）</li> <li>○ 被害の届出の迅速かつ確実な受理及び連絡先等に関する書面の交付（刑事企画課）</li> </ul>
	刑事に関する手続等に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者支援対象事件及び全ての身体犯の被害者に対する「被害者の手引」の確実な交付及び情報提供の実施（警務課及び捜査第一課）</li> <li>○ 交通事故被害者に対する「交通事故被害者の手引」の確実な交付及び情報提供の実施（交通捜査課）</li> <li>○ 外国語版の「被害者の手引」の活用による外国人被害者に対する情報提供の充実（警務課及び交通捜査課）</li> </ul>
	捜査に関する適切な情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者支援実施要領（平成13年兵警務例規第12号）に基づく連絡担当者による適時適切な被害者連絡の実施（警務課）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者等に対する通知要領（平成13年兵警刑企例規甲第20号）に基づく通知対象事件の指定及び被疑者の検挙、捜査経過等の通知の実施（刑事企画課）</li> </ul>
損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「被害者の手引」の交付等による損害賠償請求等に関する制度等の情報提供の実施（警務課）</li> <li>○ 日本司法支援センター、公益社団法人ひょうご被害者支援センター等の損害賠償請求等に関する法律相談窓口の教示（警務課）</li> </ul>
犯罪被害者に関する情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者等の心情に配慮した適切な報道発表の実施（県民広報課）</li> <li>○ ストーカー・DV事案、児童虐待事案及びこれらに準ずる事案の対象者情報保護に留意した照会の実施（刑事企画課）</li> </ul>
犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 迅速な事件処理による被害物件の早期還付手続及び適切な還付公告等の実施（刑事企画課）</li> <li>○ 積極的な盗品照会等の実施による被害品の早期発見と回復（捜査第三課）</li> </ul>
海外における犯罪被害者等に対する情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外でテロ等の犯罪被害に遭った邦人及びその家族に対する関係機関と連携した情報提供等の実施（警務課、国際捜査課及び外事課）</li> </ul>
地域警察官による犯罪被害者等への訪問連絡活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再被害防止対象者及び保護対象者に対する訪問連絡活動の実施（刑事企画課及び暴力団対策課）</li> <li>○ 被害者支援実施要領に基づく被害者の要望を踏まえた地域警察官による訪問連絡活動の実施（地域企画課）</li> <li>○ パトロールカードの効果的な活用による安心感を与える活動の推進（地域企画課）</li> </ul>
被害少年等が相談しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ヤングトーク」による被害少年の心情に配慮した相談への適切な対応（少年課）</li> </ul>
被害児童からの事情聴取における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検察庁、児童相談所等の関係機関との連携による代表者聴取の実施（刑事企画課、捜査第一課及び少年課）</li> </ul>
性犯罪被害相談の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部及び各警察署への性犯罪指定捜査員の配置による性犯罪被害者の希望する性別の警察官が対応する体制の構築（捜査第一課）</li> <li>○ 「レディースサポート交番」の効果的な運用（地域企画課）</li> <li>○ 痴漢等被害相談所の効果的な運用（鉄道警察隊）</li> </ul>
性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「性犯罪被害相談全国統一ダイヤル「#8103（ハートさん）」等の相談窓口に関する広報等の実施（警務課）</li> <li>○ 性犯罪被害者に対する「性犯罪被害相談全国統一ダイ</li> </ul>

		<p>ヤル「#8103（ハートさん）」、「性犯罪被害110番」等による電話相談等の実施（捜査第一課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワンストップ支援センター（「ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」」及び「性暴力被害者支援センター・ひょうご」）との連携による支援の実施（警務課及び捜査第一課）</li> </ul>
	医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性犯罪における適切な証拠保全の実施（捜査第一課）</li> <li>○ 警察への被害の届出を躊躇している段階にある性犯罪被害者からの証拠資料の採取が可能な医療機関への性犯罪証拠採取キットの整備（捜査第一課）</li> <li>○ 兵庫県産科婦人科学会、兵庫県医師会、兵庫県小児科医会、兵庫県外科医会及び兵庫県泌尿器科医会とのネットワークの活用（警務課及び捜査第一課）</li> </ul>
	司法解剖等に関する遺族への適切な説明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検視及び司法解剖に関する適切な説明（捜査第一課及び交通捜査課）</li> <li>○ 遺族の心情に配慮した適切な現場鑑識活動の実施（鑑識課）</li> </ul>
	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官の運用による指導の徹底（交通捜査課）</li> <li>○ 被害者連絡調整官による被害者連絡の指導及び対応が困難な被害者等に対する被害者連絡の実施（交通捜査課）</li> <li>○ 被害者連絡調整官補佐による適正な被害者支援の推進（交通捜査課）</li> <li>○ 交通事故自動記録装置等の活用（交通捜査課）</li> <li>○ 簡約特例書式の的確な運用による交通事故被害者の負担の軽減（交通捜査課）</li> </ul>
精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	医療費等の公費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性犯罪被害者の診察料、性感染症検査料及び緊急避妊等に要する費用の一部補助制度の適切な運用（警務課及び捜査第一課）</li> <li>○ 司法解剖後の遺体修復及び遺体搬送制度並びに検案書料の一部補助制度の適切な運用（警務課）</li> <li>○ 身体犯被害者の診断書料、初診料等の一部補助制度の適切な運用（警務課）</li> </ul>
	カウンセリング費用の公費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カウンセリング費用の一部補助制度の適切な運用（警務課）</li> </ul>
	犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者支援カウンセラー及び委嘱相談員の積極的な活用（警務課）</li> <li>○ 心理学に関する専門的な知識及び技能又は職務経歴を有する警察官の活用（警務課）</li> </ul>
	被害直後における居住場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自宅等に居住することが困難となった被害者等に対する一時避難場所として使用する施設の使用に係る費用の一部補助制度の適切な運用（警務課）</li> <li>○ 自宅が犯罪現場となった場合のハウスクリーニングに</li> </ul>

		要する費用の一部補助制度の適切な運用（警務課）
	犯罪被害給付制度の運用改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポスター、パンフレット、県警ホームページ等による犯罪被害給付制度の周知徹底（警務課）</li> <li>○ 犯罪被害給付制度に関する教養の充実及び「被害者の手引」の交付等による犯罪被害給付制度の適切な教示（警務課）</li> <li>○ 警察署等と連携した迅速かつ適正な裁定（警務課）</li> <li>○ 仮給付制度の効果的な活用（警務課）</li> </ul>
	公益財団法人犯罪被害救援基金との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益財団法人犯罪被害救援基金が行う支援金支給事業の周知及び募金活動への協力（警務課）</li> </ul>
	海外における犯罪被害者等に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国外犯罪被害弔慰金等の支給制度の周知及び同制度の適切な運用による経済的負担の軽減（警務課）</li> </ul>
	被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨床心理士等専門的スキルを備えた少年補導職員の配置並びに同職員による被害少年の保護及び継続的な支援の実施（少年課）</li> <li>○ 部外専門家、関係機関、ボランティア等と連携した支援活動の実施（少年課）</li> <li>○ 暴力団から離脱した少年及び暴力団からの離脱の意思を有する少年に対する必要な支援及び保護対策の実施（少年課）</li> </ul>
	犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊詐欺、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯等の被害認知時における口座凍結のための金融機関への情報提供の実施（捜査第二課、生活安全企画課及び生活経済課）</li> <li>○ 特殊詐欺、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯等の検挙及び犯罪収益に着目した捜査活動の推進（捜査第二課及び生活経済課）</li> <li>○ 消費生活センター等の関係機関との緊密な連携による被害回復への支援（生活経済課）</li> </ul>
	暴力団犯罪による被害回復の支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団犯罪被害者等に対する積極的な援助措置の推進（暴力団対策課）</li> <li>○ 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター等と連携した訴訟関係者の支援及び暴力団員等を被告とする民事訴訟への支援の実施（暴力団対策課）</li> </ul>
犯罪被害者等の安全の確保	再被害防止措置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再被害防止要領（平成13年兵警刑企例規甲第22号）に基づいた迅速かつ的確な再被害防止対象者の指定（刑事企画課、生活安全企画課、交通企画課及び公安第一課）</li> <li>○ 再被害防止対象者に対する適時適切な関連情報の通知（刑事企画課）</li> <li>○ 組織的かつ継続的な再被害防止措置の推進（刑事企画課）</li> <li>○ 緊急通報装置の効果的な活用（警務課）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再被害防止に伴う110番通報登録制度の積極的な活用（刑事企画課、人身安全対策課及び公安第一課）</li> <li>○ 再被害防止に配慮した逮捕状請求の推進（刑事企画課）</li> <li>○ 捜査書類への被害者等の特定事項に係る記載の省略（刑事企画課）</li> </ul>
再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ストーカー・DV事案等の被害者の保護に関する関係機関・団体との情報の共有（人身安全対策課）</li> <li>○ 住民基本台帳閲覧制限等の支援措置制度に対する支援の実施（人身安全対策課）</li> <li>○ 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る保護観察付執行猶予者の特異動向を把握した場合の保護観察所との連携（人身安全対策課）</li> <li>○ 被害少年のうち、児童虐待、児童買春・児童ポルノ事犯等の被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化（少年課）</li> <li>○ 関係機関・団体と連携した加害少年及びその保護者に対する立ち直り支援（少年課）</li> </ul>
行方不明者対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行方不明事案に対する的確な判断及び組織的な発見活動の実施（人身安全対策課）</li> <li>○ 認知症高齢者の情報提供等による行政機関との連携（生活安全企画課及び人身安全対策課）</li> </ul>
ストーカー・DV事案等への迅速かつ的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ストーカー・DV事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する相談事案等への適切な対応（人身安全対策課）</li> <li>○ 相談受理時における生活安全部門及び刑事部門の捜査員による共同聴取の実施（人身安全対策課及び捜査第一課）</li> <li>○ 被害者情報の秘匿に配慮した保護対策の実施（人身安全対策課）</li> <li>○ ストーカー・DV事案等における被害者連絡の実施（人身安全対策課）</li> <li>○ 関係場所が複数の都道府県にわたるストーカー・DV事案等における関係都道府県警察間及び関係部門間の情報共有の徹底及び迅速な対応（人身安全対策課）</li> <li>○ ストーカー・DV事案等の被害者等の一時避難場所として使用する施設の使用に係る費用の一部補助制度の適切な運用及び県女性家庭センター等の関係機関・団体との連携強化による被害者支援の推進（人身安全対策課）</li> <li>○ 防犯指導、他機関の紹介等の方法による適切な自衛及び対応策の教示、相手方への指導警告等、被害者の立場に立った対応（人身安全対策課）</li> </ul>
児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の安全の確認及び確保を最優先とした児童虐待への対応（少年課）</li> <li>○ 「児童虐待対応マニュアル」及び「児童虐待対応の手引き」の活用による警察職員に対する教養の実施及び児童への適切な対応（少年課）</li> </ul>

		○ 適切な事件化及び被害児童の支援（少年課）
	子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	○ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の適切な運用（生活安全特別捜査隊）
	保護対策の推進	○ 保護対策実施要領（平成21年兵警暴例規甲第12号）に基づく保護対策の推進（暴力団対策課） ○ 身近警戒体制の充実等による保護対策の強化（暴力団対策課） ○ 暴力団の不当要求に関する事業者に対する援助の措置（暴力団対策課）
犯罪被害者等支援の推進のための基盤整備	地方公共団体における条例の制定等に関する協力	○ 被害者支援条例の制定等に向けた地方公共団体との連携（警務課） ○ 被害者支援条例の効果的な運用に向けた協力体制の整備（警務課）
	地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化	○ 地方公共団体が作成する「犯罪被害者等支援ハンドブック」等の活用による連携（警務課） ○ 地方公共団体職員を対象とした被害者支援に関する研修の実施（警務課）
	市町間の連携及び協力の促進	○ 地方公共団体の犯罪被害者支援担当者等を集めた会議等に対する協力（警務課）
	地方公共団体における見舞金制度等の導入促進に対する協力	○ 地方公共団体による犯罪被害者支援に関する制度の検討に対する協力（警務課）
	犯罪被害者等のための施設等の改善	○ 被害者等からの事情聴取時における被害者用事情聴取室又は被害者支援車両の効果的な活用（警務課） ○ 被害者等の心情に配慮した施設等の整備（警務課）
	研修の充実等	○ 採用時及び昇任時の教養並びに各部門別任用科及び各種専科の教養における被害者支援に関する教養の実施（警務課及び教養課） ○ 被害者支援に係る警察の役割及び被害者の立場に立った職務執行への理解を目的とした巡回教養の実施（警務課） ○ 被害者支援に携わる警察職員の研修等の実施（警務課） ○ 民間被害者支援団体が主催するフォーラム等への積極的な参加（警務課） ○ 被害者支援体験記等の各種教養資料を活用した教養の実施（警務課） ○ 女性被害者等の心情を理解するための教養の推進（警務課） ○ 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査の推進に関する教養の実施（捜査第一課）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性犯罪指定捜査員を対象とした、専門的な知見を有する講師による男性又は性的マイノリティが性犯罪被害を受けた場合の対応、障害者の特性等に関する教養の実施（捜査第一課）</li> </ul>
被害者支援担当者の活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者支援担当者の確実な指名及び被害者等のニーズに応じた運用の徹底（警務課）</li> <li>○ 多数の死傷者を伴う事件等の発生時における被害者支援体制の整備（警務課）</li> <li>○ 教養資料を活用した児童虐待、児童買春・児童ポルノ事犯等における被害児童からの客観的聴取技法を用いた聴取要領等に関する警察職員への教養の実施（少年課）</li> </ul>
犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者支援に従事する警察職員の代理受傷対策の実施（警務課）</li> <li>○ 被害者支援カウンセラーによるカウンセリングの実施（警務課）</li> </ul>
好事例の勧奨及び適切な評価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者支援の推進状況に関する業務指導の実施（警務課）</li> <li>○ タイムリーな賞揚措置による被害者支援意識の高揚（警務課）</li> <li>○ 効果的な被害者支援実施者に対するグッドサポート賞（参事官賞）等の授与（警務課）</li> </ul>
性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性警察官の被害者支援担当者への指定（警務課）</li> <li>○ 性犯罪指定捜査員等に対する専科等の教養の実施（警務課及び捜査第一課）</li> <li>○ 性犯罪指定捜査員の指定の実施（捜査第一課）</li> <li>○ 兵庫県産科婦人科学会を始めとする医療関係機関、公益社団法人ひょうご被害者支援センター、ワンストップ支援センター（「ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」」及び「性暴力被害者支援センター・ひょうご」）等の支援団体との連携強化（警務課及び捜査第一課）</li> </ul>
関係機関・団体との連携・協力の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫県被害者支援連絡協議会を通じた関係機関・団体との連携及び協力の充実及び強化（警務課）</li> <li>○ 犯罪被害者等による講演及び具体的事例に基づく実践的シミュレーションの実施による被害者支援連絡協議会の活性化（警務課）</li> <li>○ 県地域安全課等との協働による被害者支援施策の推進（警務課）</li> <li>○ 県との共同事業である「ひょうご地域安全SOSキャッチ」電話相談による相談への適切な対応（生活安全企画課）</li> <li>○ 児童虐待事案に係る兵庫県、神戸市、明石市等との連携に関する協定に基づく情報の共有及び連携の推進（少年課）</li> <li>○ こども家庭センター職員との立入調査及び臨検・捜索のシミュレーション訓練等の合同研修の実施（少年課）</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要保護児童対策地域協議会における代表者会議、個別事案でのケース検討会議等への出席による情報の共有及び連携の推進（少年課）</li> <li>○ 独立行政法人自動車事故対策機構の行う交通遺児等貸付に対する協力の実施（交通企画課）</li> </ul>
	犯罪被害者等早期援助団体等との連携、協力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あらゆる機会を通じた公益社団法人ひょうご被害者支援センターの活動に関する広報の実施（警務課）</li> <li>○ 公益社団法人ひょうご被害者支援センターに対する積極的な情報提供の実施（警務課）</li> </ul>
	コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益社団法人ひょうご被害者支援センターが開催する支援員養成講座及び支援員研修に対する協力（警務課）</li> <li>○ 公益社団法人ひょうご被害者支援センターに委託した相談、直接支援事業等に対する適切な指導（警務課）</li> </ul>
	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 売上金の一部が支援団体に寄附される社会貢献型自動販売機の設置促進等による民間支援団体の周知（警務課）</li> <li>○ 民間支援団体が主催する研修等への講師の派遣等による連携の推進（警務課）</li> <li>○ 民間支援団体の活動への理解増進に向けた広報啓発活動の推進（警務課）</li> <li>○ ふるさとひょうご寄附金を活用した民間支援団体の基盤強化（警務課）</li> <li>○ 売上金の一部を支援団体等に寄附することとしている交通安全啓発広報をラッピングした自動販売機の設置の推進（交通企画課）</li> </ul>
	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間支援団体が主催する研修等に関する広報活動の推進（警務課）</li> </ul>
	犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者支援に関する相談窓口、支援制度等の県警ホームページへの掲載による情報の提供（警務課）</li> </ul>
	犯罪被害者等支援の実態把握等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者支援に関する実態把握を目的とした民間支援団体を始めとした関係機関・団体との連携（警務課）</li> </ul>
県民の理解の増進	犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害者遺族及び関係機関・団体と連携した犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施（警務課）</li> </ul>
	各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者等の講演会等あらゆる機会を通じた広報啓発活動の実施（警務課）</li> <li>○ 各種被害者支援関連広報重点月間における積極的な広報啓発活動の実施（警務課）</li> </ul>

<p>動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「警察相談の日」を中心とした新聞、テレビ、県警ホームページ、広報紙等の広報媒体を活用した各種相談窓口に関する積極的な広報活動の実施（県民広報課及び警務課）</li> <li>○ 性犯罪被害者支援の充実を目的とした「性犯罪被害相談全国統一ダイヤル「#8103（ハートさん）」及び「性犯罪被害110番」の周知徹底及び積極的な広報の実施（警務課及び捜査第一課）</li> <li>○ 新聞折込み及び自治体等の各種広報媒体を活用した情報提供の実施（生活安全企画課）</li> <li>○ 悪質商法事犯及びヤミ金融事犯の被害防止を目的とした県警ホームページ等を活用した広報啓発活動の実施（生活経済課）</li> <li>○ 児童虐待等の被害防止を図るためのリーフレット等による広報啓発活動の実施（少年課）</li> </ul>
<p>犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者支援連絡協議会に参画する関係機関・団体等と連携した当該関係機関・団体等の職員等に対する広報啓発活動の実施（警務課）</li> </ul>
<p>調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の理解の増進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関・団体との連携及び情報共有による犯罪被害者等が置かれている現状等に関する広報啓発活動の実施（警務課）</li> </ul>
<p>被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益社団法人ひょうご被害者支援センター及びワンストップ支援センター（「ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」」及び「性暴力被害者支援センター・ひょうご」）と連携した広報啓発活動の推進（警務課及び捜査第一課）</li> </ul>
<p>「命の大切さを学ぶ授業」の開催等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学生、高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ授業」の開催（警務課）</li> <li>○ 警察庁主催「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」に向けた応募活動の推進（警務課）</li> <li>○ 大学生を対象とした被害者支援に係る講義の実施（警務課）</li> </ul>
<p>犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県警ホームページによる犯罪発生情報の提供（刑事企画課）</li> <li>○ 「ひょうご防犯ネット」を活用した犯罪情報、防犯情報等のタイムリーな提供（生活安全企画課）</li> <li>○ 交番及び駐在所で発行する広報紙による犯罪情報、防犯情報等の提供（地域企画課）</li> <li>○ 県警ホームページ及びフェイスブック等のSNSによる交通事故発生状況の公表（交通企画課）</li> </ul>

	交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 交通事故被害者の手記を取りまとめた冊子等の作成及び配布の推進（交通企画課）</li><li>○ 交通事故捜査員等に対する交通事故被害者遺族、被害者支援に携わる警察職員等による講演等の実施（交通企画課）</li><li>○ 運転免許の更新時講習、停止処分者講習、違反者講習等の各講習における、被害者遺族の手記を掲載した講習用資料の配布及び活用（運転免許課）</li></ul>
--	--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------